

# 小松島市ごみ処理施設整備基本計画策定及び 小松島市一般廃棄物処理基本計画改訂業務仕様書

## 第1章 総則

### 第1節 業務の目的

本業務は、小松島市（以下「本市」という。）が計画している一般廃棄物中間処理施設の整備を進めるにあたり、施設整備の基本方針及び施設概要を定めるごみ処理施設整備基本計画を策定するものである。

また、一般廃棄物処理の現状に加え、施設整備基本計画の検討を踏まえる中で、循環型社会形成の実現のための一般廃棄物処理基本計画を検討・改訂するものである。

### 第2節 業務の名称

R5・6 小松島市ごみ処理施設整備基本計画策定及び小松島市一般廃棄物処理基本計画改訂業務

### 第3節 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

### 第4節 仕様書の適用

本仕様書は、本市が計画している「R5・6 小松島市ごみ処理施設整備基本計画策定及び小松島市一般廃棄物処理基本計画改訂業務」に適用する。また、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要と認められる業務については、本仕様書の適用範囲として、受託者の責任において実施する。

### 第5節 業務の内容

「第2章 業務内容」による。

### 第6節 関係法令等

本業務の履行にあたっては、本仕様書及び契約書の他、関係法令、条例、規則、規定等に基づいて実施するものとする。

## 第7節 業務の履行

1. 受託者は、本業務の実施にあたり、公平・中立な立場から信頼できる理論、技術、文献及び数値等を用いるとともに、受託者の知見を発揮して、業務を誠実に履行するものとする。
2. 本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の履行上、必要と考えられるものは、本市と受託者との協議の上、受託者の責任において実施するものとする。
3. 本業務の履行に際しては、本市と十分な協議、調整を行い、業務の履行に支障のないよう努めるものとする。

## 第8節 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うものであるが、本市が所有し、業務に利用できる資料は、これを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ、本市に提出し、必要が無くなったとき又は業務完了時には速やかに返却すること。ただし、電子媒体による資料についてはこの限りでない。

## 第9節 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守しなければならない。

## 第10節 関係官公庁等との協議

受託者は、本業務の遂行上、関係官公庁等との協議を必要とする時や、本市から協議への同行を求められた時には誠意をもってこれにあたり、必要に応じて協議資料や議事録等を作成して本市を支援するものとする。

## 第11節 打ち合わせ及び会議録

受託者は、業務着手時及び履行期間中に必要に応じて協議打ち合わせを行い、その会議録を市に提出して承認を受けることとする。

## 第12節 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたり、委託契約約款に定めるもののほか、以下の書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。

1. 着手届
2. 配置技術者届出書（管理技術者、照査技術者、主任担当技術者）及びその経歴書並びに資格証明書
3. 業務計画書
4. 業務工程表
5. 完了届
6. その他必要な書類

## 第13節 管理技術者等の選任

1. 受託者は、業務の円滑な推進を図るために、管理技術者、照査技術者及び主任担当技術者を配置し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する作業については相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
2. 管理技術者は、廃棄物処理施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士（総合技術監理部門（衛生工学一般廃棄物関係）又は衛生工学部門（廃棄物関係））の資格を有し、過去10年間に、国又は地方公共団体が発注するごみ処理施設整備基本計画策定業務かつ一般廃棄物処理基本計画策定若しくは改訂業務の経験実績を有する者とする。
3. 照査技術者は、管理技術者に定める資格を有する者であること。  
照査技術者は、管理技術者及び主任担当技術者を兼ねることができない。
4. 主任担当技術者は、廃棄物処理施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環（旧：廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。））の資格を有し、過去10年間に、国又は地方公共団体が発注するごみ処理施設整備基本計画策定業務かつ一般廃棄物処理基本計画策定若しくは改訂業務の経験実績を有する者とする。
5. 各技術者は、兼務できないこととし、受託者と恒常的に1年以上の雇用関係があり、証明できる者とする。

#### 第14節 審査及び引渡し

1. 受託者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。その時、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵があった場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。
2. 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本市の検査員の検査をもって業務の完了とする。

#### 第15節 疑義

受託者は、本業務委託の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合、本市と十分な打合せ及び協議を行い、業務の遂行に支障ないよう努めなければならない。

#### 第16節 成果品

受託者は、本業務の完了に際し、次の成果品を提出する。なお、成果品の作成及び編集方法等については、あらかじめ本市と協議のうえ作成する。

1. ごみ処理施設整備基本計画策定業務報告書 A4版製本 20部
2. 同上（概要版） A4版製本 20部
3. 一般廃棄物処理基本計画改訂業務報告書 A4版製本 40部
4. 同上（概要版） A4版製本 40部
5. 補助金等申請支援業務報告書 1部
6. 収集・整理した資料及び議事録 1部
7. 上記内容を収める電子データ（CD-R等） 1式

## 第2章 業務内容

### 第1節 施設整備基本計画の策定

#### 1. 1 ごみ処理施設整備基本計画

##### (1) 基本項目の設定

###### 1) 計画目的

効率性、経済性、資源回収、脱炭素等の観点から、現有しているごみ処理施設の状況を整理し、新ごみ処理施設の整備に向けた背景及び施設の必要性や目的を設定する。

###### 2) 施設整備基本方針

小松島市ごみ処理施設整備基本構想（令和6年2月策定予定。以下「基本構想」という。）及び一般廃棄物処理基本計画等の上位計画に基づき、新ごみ処理施設の位置付けを明確にし、施設の整備方針を設定する。

##### (2) 基本条件の設定

###### 1) 敷地条件

現地踏査等により建設候補地の現状を把握し、設計段階における計画条件への適合及び問題点の有無を整理する。また、地理的条件、法規制条件、都市計画事項等について整理する。

###### 2) 搬入出条件

処理対象ごみの種類に応じた搬入条件（搬入量、搬入方法、頻度、経路等）について整理する。また、資源物、残渣等の搬出系統について検討する。

##### (3) 計画処理量・計画ごみ質の設定

過去のごみ量データを整理する。過去のごみ処理量のデータ及び人口推計結果を基に、処理対象ごみの計画処理量を算出する。また、過去のごみ質測定結果等を参考に統計手法により計画ごみ質（三成分、低位発熱量、元素組成、単位体積重量等）を設定する。

##### (4) 施設規模

処理対象ごみの計画処理量から1日あたりの処理量を算定し、施設規模を算出する。なお、年間稼働日数、運転時間、月別変動係数を考慮する。

##### (5) 環境保全目標の設定

建設候補地の諸条件（都市計画事項、地番地目、土地利用規制状況、周辺の道路状況、公害防止関連法令・情景の基準等）を反映した環境規制項目及び環境規制値を設定する。規制項目及び規制値は、環境基準値、大気汚染防止法及び周辺地域の状況並びに社会情勢等を総合的に判断して設定する。

## (6) 施設計画

### 1) プラント計画

#### ① 可燃ごみ処理施設

好気性発酵乾燥方式におけるプラント機器について、必要となる設備及び処理フローについて検討する。

#### ② マテリアルリサイクル施設

プラント機器の各設備について、本市の現状や費用対効果を踏まえ必要となる設備及び処理フローについて検討する。

### 2) その他施設

環境学習機能、コミュニケーションスペースなどについて検討する。

### 3) 配置計画

主要な建屋の配置計画、車両動線計画を行う。建屋の配置計画では、敷地形状、外部道路からの取りつき、構内計画、副生成物の保管等を考慮する。車両動線計画では、収集運搬車両、副生成物の搬出車両、薬品等の搬入車両、管理職員や見学者の動線、メンテナンス用の動線等を考慮して構内道路の配置を計画する。

### 4) 固形燃料利用計画

施設規模や計画ごみ質などの計画条件を踏まえて、固形燃料の利用可能量及び化石燃料代替量を算定する。また、固形燃料の搬出計画を立案する。

## (7) 土木建築計画

事業計画地の形状や防災上の安全性を考慮し、施設の機能や利用目的に適合し、関連法規を遵守した内容を検討する。また、外観や意匠に関する記述も行う。工場棟、管理棟などの建屋については、構造計画、平面計画、建物高さについて検討を行う。外構（道路、駐車場、門扉及び囲障、植栽、雨水排水等）については、上述した配置計画と連動して、施設への搬入車両の効率的な動線を考慮した計画を行う。

## (8) 施工計画

本工事に係るスケジュール（造成工事を含む）を検討し、その課題及び対応策を整理する。また、工事中の公害防止について施工場所における法的要求事項を整理し、これに対する対策を検討するとともに、騒音振動対策、排水対策等について整理する。

## (9) 事業運営計画

本事業の事業方式について検討する。また、施設運転条件（年間運転日数、稼働時間等）や補修条件（保守点検、定期補修）について検討する。

(10) 財源計画

施設建設費及び維持管理費に必要な資金の調達方法について検討する。  
また、事業全体の概算事業費、財源内訳、各年度の執行予定を検討する。

(11) 事業工程

本事業に関する事業スケジュールを検討する。

(12) その他

本市は、勝浦町との間で一般廃棄物の広域処理に関する協議を行っている。当該協議が調った際は、ごみ処理施設整備基本計画については、勝浦町から排出される一般廃棄物も含めるものとする。

1. 2 策定会議支援

受託者は、本市が開催する策定会議の運営にあたり以下の支援を行うこと。

- (1) 会議開催前の事前協議、議題の検討及び会議資料の作成
- (2) 会議への同席並びに技術的事項の説明
- (3) 要約議事録等の作成

第2節 一般廃棄物処理基本計画の改訂

2. 1 ごみ処理基本計画の改訂

(1) 計画の概要

- 1) 計画策定の趣旨
- 2) 計画期間及び目標年度
- 3) 計画の位置付け
- 4) 国・県の動向及び本市の取り組み

(2) ごみ収集に関する基礎資料などの収集・整理

1) 地域の概要

- ① 地理的、地形的、気候的特性
- ② 人口動態、産業構造
- ③ 土地利用状況、都市計画、将来計画
- ④ その他計画改訂に必要な事項

2) ごみ処理の現況

- ① ごみ処理の流れ
- ② ごみ処理の実績（中間処理、最終処分）
- ③ ごみ減量化・資源化の実績
- ④ ごみ処理の体制
- ⑤ ごみ処理施策の現状

### (3) ごみ処理の課題の抽出・整理

現計画の目標や直近の排出量実績について、国や徳島県、類似団体の平均値等と比較評価する。また、評価結果に基づき、ごみ処理に関する課題について分析し整理する。

### (4) ごみ処理基本計画

以下に示す事項について検討し、ごみ処理基本計画として取りまとめる。

#### 1) 基本的事項

廃棄物処理をめぐる今後の社会、経済情勢、ごみ処理に関する課題等を踏まえ、本市におけるごみ処理基本計画の基本理念や方針について取りまとめる。

#### 2) ごみ排出量等の予測

- ① 将来人口の推計
- ② ごみ排出量の予測（現状傾向）

#### 3) 減量化及び資源化目標

- ① 目標値の設定
- ② ごみ排出量の予測（目標設定値）

#### 4) ごみの排出抑制のための施策に関する事項

#### 5) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に対する基本的事項

- ① 収集・運搬計画
- ② 中間処理計画
- ③ 最終処分計画

#### 6) その他ごみ処理に関し必要な事項

## 2. 2 生活排水処理基本計画の改訂

### (1) 生活排水処理に関する基礎資料などの収集・整理

- 1) 生活排水処理の現況
- 2) 処理形態別人口の把握
- 3) 生活排水処理施設の整備状況
- 4) 収集・運搬状況
- 5) 収集及び処理実績
- 6) 運営・管理体制及び処理主体
- 7) 生活排水処理の施策の現状

### (2) 生活排水処理の課題の抽出・整理

現計画の目標や直近の処理実績について、国や徳島県、類似団体と比較評価する。また、評価結果に基づき、生活排水処理に関する課題について分析し整理する。

### (3) 生活排水処理基本計画

以下に示す事項について検討し、生活排水処理基本計画として取りまとめる。

#### 1) 基本的事項

生活排水処理に係る本市の特性や上位計画を踏まえ、生活排水処理を適正に行うための基本理念や方針について取りまとめる。

#### 2) 生活排水の排出状況等の予測

- ① 計画処理区域内人口及び処理形態別人口の推計
- ② し尿及び浄化槽汚泥の収集量の予測

#### 3) 処理方針

- ① 施設の整備及び維持管理
- ② 浄化槽等の適正な維持管理

#### 4) 排出抑制対策等への取り組み

- ① 排出抑制
- ② 収集・運搬
- ③ 中間処理
- ④ 最終処分
- ⑤ その他

## 2. 3 アンケート調査

### (1) 目的

市民・事業者（以下「市民等」という）を対象としたアンケート調査を実施し、市民等のごみ減量・リサイクル意識や課題を分析し、基本計画における各種施策に反映することを目的として実施する。

### (2) 調査対象のサンプル数

調査対象のサンプル数は市民1,900サンプル、事業者100サンプル程度とする。

### (3) 調査業務支援

受託者は、本市と協議のうえ設問の作成を行うとともに、アンケート結果の整理・分析を行い、本市の一般廃棄物処理行政の評価や施策への反映を行うこと。

### (4) その他

アンケート調査の対象とする市民等の抽出は本市が行い、その発送及びこれに係る印刷等（発送・印刷費を含む）も本市で行うものとする。

## 2. 4 策定会議支援

受託者は、本市が開催する策定会議の運営にあたり以下の支援を行うこと。

- (1) 会議開催前の事前協議、議題の検討及び会議資料の作成
- (2) 会議への同席並びに技術的事項の説明
- (3) 要約議事録等の作成

## 第3節 補助金等申請支援

### 3. 1 補助金等申請支援

#### (1) 事業概要の整理

施設整備の概要（建設候補地、処理方式、施設規模、事業スケジュール等）を整理し、今後必要な測量・地質調査、周辺環境調査、計画・設計等の支援事業の内容と費用について検討・整理する。

#### (2) 設計図書の作成

調査・計画支援事業を含む施設整備事業について、金額の内訳がわかる設計図書を作成する。

#### (3) 補助金等申請書類の作成

上記の事項を踏まえて、補助金等申請に必要な書類（費用対効果分析を含む）を作成する。

## 第4節 照査取りまとめ

受託者は、適宜照査技術者による照査を実施し、前述の内容を取りまとめた協議用資料や成果品等を作成する。

## 第5節 準拠すべき基準等

本業務策定にあたっては、下記の基準等（最新版）に準拠して行う。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
2. 環境基本法、同施行令、同施行規則
3. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、同施行令、同施行規則
4. 各種環境基準を定める法令、同条例等
5. 廃棄物処理施設整備実務必携ほか（公社）全国都市清掃会議の刊行図書
6. 道路構造令の解説と運用
7. 道路土工指針
8. 河川砂防技術基準（案）同解説
9. 開発指導要綱、林地開発基準等
10. 下水道施設計画・設計指針と解説
11. 林道規程
12. 防災調節地等設置基準（案）
13. 建築基準法
14. 消防法
15. 都市計画法
16. 農地法
17. 農業振興地域の整備に関する法律
18. 小松島市一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月改訂版）
19. 小松島市ごみ処理施設整備基本構想（令和6年2月策定予定）
20. 小松島市汚水処理構想
21. 小松島市第6次総合計画 後期基本計画
22. 小松島市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第二期）
23. 小松島市都市計画マスタープラン（令和5年8月）
24. 小松島市の各種関連計画
25. その他関連法令・規則・通達等